

平成23年3月16日開催教育委員会会議記録

1 開会・閉会等について

日 時	平成 23 年 3 月 16 日（水） 午後 2 時 00 分					
場 所	教育委員会室					
開 会	午後 2 時 00 分					
閉 会	午後 4 時 07 分					
出席委員						
委 員 長	高 木 新 太 郎					
委 員	横 井 利 男					
委 員	鈴 木 み ゆ き					
委 員	雁 部 隆 治					
教 育 長	久 保 孝 之					
説明のために出席した職員						
教育委員会事務局次長	小 暮 眞 人					
庶 務 課 長	後 藤 隆 宏					
学 務 課 長	藤 田 悟 夫					
指 導 室 長	仁 王 紀 夫					
すみだ教育研究所長	須 藤 浩 司					
生涯学習課長	金 子 し の ぶ					
スポーツ振興課長	宮 本 知 幸					
あずま図書館長	渡 邊 久 尚					

2 会議の概要

○高木委員長 それでは教育委員会を始めたいと思います。本日の会議録署名人は横井委員にお願いいたします。

○高木委員長 本日は、議事に入る前に本日の教育委員会の非公開についてお諮りしたいと思います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第13条第6項で、教育委員会は公開すると規定されていますが、同項のただし書きの規定により、人事に関する事件その他の事件について、委員長または

委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、会議を公開しないことができることになっております。本日は、議決事項6件及び報告事項6件を予定しておりますが、このうちの議決事項第1、議案第21号「墨田区立小・中学校副校長の退職に伴う感謝状の贈呈について」から議決事項4、議案第24号「平成22・23年度墨田区青少年委員の委嘱について」は、人事に関する事件その他の事件に該当しますので、当該の議決については非公開にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○高木委員長 それでは、ご異議がないものと認め、議決事項第1、議案第21号「墨田区立小・中学校副校長の退職に伴う感謝状の贈呈について」から議決事項4、議案第24号「平成22・23年度墨田区青少年委員の委嘱について」は非公開とすることに決定いたします。なお、議事の都合により適宜教育委員会を閉じ休憩をしたいと思いますので、ご了承ください。

（休憩）

（秘密会）

○高木委員長 秘密会を解除いたしますので、ただいまから教育委員会を再開いたします。

議決事項第5

議案第25号「指導室長の派遣申請に係る協議について」の案件を上程し、庶務課課長が説明する。

○高木委員長 何かご質問ございますか。それでは、議決事項第5、議案第25号「指導室長の派遣申請に係る協議について」は、原案どおり協議することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○高木委員長 それでは、原案どおり決定いたします。

議決事項第6

議案第26号「墨田区教育委員会事務局の組織改正について」の案件を上程し、庶務課課長が説明する。

○高木委員長 よくわからないんですが、主査も係長も同じポストなんですか。

○庶務課長 課務担当主査と係長は基本的に同じです。係内主査というのは係長の指揮命令系統に入る主査ですので、同じ係長級ではありますが、職層としては係長級の指揮命令に入ります。

○高木委員長 そうすると今回の施設係主査というのが技術主査になってということですか。

○庶務課長 技術主査が建築技術的な助言をするとともに、施設係だけが施設ではありませんので、区立学校適正配置の方も新統合中学校の建設関係の仕事もしていますので、そちらの指導・助言も併せてするということが1点。それから総合的な建築技術についても取り纏めをするということで、課務担当主査を置くということになります。

○高木委員長 要するに施設係長の中にあつた職務から、全体を見るポジションを任されるということですね。

○雁部委員 素人から見ると技術主査になるということがよくわからないですね。内部的な話というこ

と为什么呢。

○高木委員長 名称の問題でしょう。

○庶務課長 この場合は建築の主旨ですから、技術的な面になります。

○高木委員長 要するに名称はこうなんだけど、それに伴ってこういうことを担っているというのが文書として別途あるんですよね。

○庶務課長 それはあります。

○高木委員長 それでは、議決事項第6、議案第26号「墨田区教育委員会事務局の組織改正について」は、原案どおり協議することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○高木委員長 それでは、原案どおり決定いたします。

報告事項第1

「統一地方選挙における職員の服務規律の確保について」、資料1のとおり庶務課長が説明する。

（特になし）

報告事項第2

「インフルエンザの発生状況について」、資料2のとおり学務課長が説明する。

○高木委員長 今の説明を聞いていると、まだ収束しているとは言えない状況ですね。収束しないでこの調子でいったと仮定して、こういった場合自動的に学級閉鎖ですが卒業式の場合はどうするんですか。家庭における注意はされるんでしょうね。二葉小学校と隅田小学校が目につきますよね。

○横井委員 低中学年が多いですね。高学年はあまりありませんが。

○鈴木委員 今はB型が流行っているそうです。

○高木委員長 早く収束してほしいですね。

報告事項第3

「児童・生徒に関する事故等について」、資料3のとおり指導室長が説明する。

○雁部委員 事故が起きた場合の学校の保険の関わり方について、こちらの指導室の方に連絡してあります。保険が下りるとか下りないとかそういう裁定は学校長が決めるんですか。

○指導室長 事故報告していただいて学務課でスポーツ振興センターに報告が上げられて、そこで保障対象になるかならないかを決めるという扱いになります。

○学務課長 学校管理下で起きた事故につきましては、今指導室長から話が合ったとおり、スポーツ振興センターに関係した書類を提出して、そちらの方で決定していただきます。学校管理下外での場合は学童共済で保障されるかどうかを決めてもらいます。学校管理下かそうでないかで変わりますが、いずれにしても何らかの保障が受けられるようになっています。

○雁部委員 中には学校の保険ではなくてPTAの保険で対応しているという事例もあったようなんですが、学校としては室長がおっしゃったように認知したいのかしたくないのか、そういう部分があって、仕方ないからPTAの保険を使って治しているというような事実の確認はしているんですか。

○指導室長 通常のケースで、学校の管理下で起こった事故ならば当然保障対象になりますので、教育委員会に言わないという判断は殊更解せない部分ではあります。ただ、歯の怪我といった部分、例え

ば前歯の欠損ということでは、いわゆる保険治療の適用部分しか保障の対象にはなりません。被害に遭われた保護者の方で例えばインプラントをしたいとか、保険適用外の治療を受けたいとかという場合には、そこまでの公的保障はないということになります。それから極めてレアなケースですが、過失ではなく故意の場合、例えば、中学生が無抵抗のクラスの友達を殴ってしまい怪我を負わせてしまったという場合は当事者責任になります。ですから、加害者側の保護者に弁済をしてもらうということになりますので、これは公的保障が関与しません。ただその辺でフィフティー・フィフティーで喧嘩になって怪我をした場合や、あるいは何かの弾みだった場合については保障対象にはなりません。しかし明らかにその加害・被害の関係がはっきりしている場合、加害者側の保護者が責任を負ってくださいということになります。

○雁部委員 学校の保険を使うということはないということですか。

○指導室長 基本的にはそうです。ただ今の場合も、加害者側の保護者からしてみれば教員がきちんとしていないからそういった事が起きて、こういうことになったじゃないかということになってくると多少難しい話になることもあります。

○雁部委員 その辺の事実によって違ってきてしまうということですね。仮に例えば学校で事故が何件かあって、教育委員会に報告すると指導を受けるのは当然なのでしょうけれど、どうも学校の先生にしてみると、そういう事故が起こった場合にマイナスの査定をされてしまうという不安があるようなので、その変に少し問題があるのかなという気がします。

○指導室長 むしろそういうことを隠蔽したり、気にして事実と違う報告をすることは後々困難なケースになっていくこともあります。私どもといたしましても、起こった事故に対してその後どんな対処をしたかについての方がチェックしたい部分になります。どうしてそんな事故が起こってしまったのかいうことに、今それを、言っても仕方ないので、それを故意に隠蔽する、あるいは、形を曲げて報告した部分については逆に管理職を指導しなければなりません。そういった形でやってきています。雁部委員がご質問いただいたような、そういう動き回りをする管理職は墨田区にはほとんどいないと思われます。ただ、そういうことがあっても私どもに伝わっていない部分があるとすれば、極めて問題だと思われます。

○高木委員長 いじめについて（１）の表を見ますと、特に小学校の方が２３件ということで多いわけですね。先ほどのお話だとなぜ増えたかという話になりますよね。実際にももちろん件数が増えたからということ。要するにトータルでも平成２１年度は１７件だったのが、今年度は２５件というふうに増えているわけです。その内訳は小学校の２３件というのが多いわけです。しかも４月、６月が４件、それから１１件と尻上がりに増える傾向にあります。（２）の表を見ると１１件の内訳というのが、高学年です。なぜ高学年になるといじめが増えるのかということについて情報はありますか。

○指導室長 高学年だからといっていじめが増えるということではないと思います。低学年の場合には、例えば力関係で強い立場の子どもが、弱い立場の子どもに意地悪を言ったり、そういった行為は比較的多いと考えていますが、殊更いじめられているという精神的ダメージを受けていない、というふうには、やられている側が受け流してしまうケースもあります。高学年になると相手に対する意地悪行為が巧妙化するとか、集団化していくという傾向にある中で、そういう行為を受ける側も極めて感受性が高くなってきていますので、傷つく度合いが高くなるという推測はつきます。

○高木委員長 ただ、こういういじめは児童にとっても大事なんですけど、噂になって広がるケースもありますよね。そうすると学校選択制に影響を与えたりするわけです。だからしかも５年生、６年生は

わりと周辺にわかりそうな気がするんですが。小学校の先生たちはこういう高学年のいじめがあった場合、きちんと対応されているんですか。

○指導室長 最終的には学級担任の個々の力量と熱意で対応が様々になるケースが多いです。中学校の場合では学年組織や生活指導の組織的動き回りをしますが、小学校の場合だと特定のクラスでいじめがあった場合、生活指導主任や学年の先生方と相談しながら、或いは管理職の指導を受けながらということになります。しかしながら最終的に個々の子どもと接しながら指導していくのは、その該当学級の担任に任せられる部分が大きいのので、その教員がきちんとした対応ができれば収束しますが、もともとその教員が子どもの見方が甘いまま認知できずに問題が拡大していく場合には、解決が難しいというケースもあります。

○高木委員長 そうすると生活指導の役割が、どちらかというと担任に比重がかかってしまうというシステムなんですね。

○横井委員 でも小学校と中学校は違うと思います。小学校の場合は、子どもの発達段階から考えるとあまり親しくない生活指導担当の先生とよりは、担任の先生との接触が圧倒的に強いわけですから、どうしても担任の先生に強く依存することになるのは、止むを得ないと思います。

○高木委員長 担任の先生が大変なときに、周辺が助けるシステムが必要なわけですね。それが問題なのではないかと思います。

報告事項第4

「土曜授業の実施について」、資料4のとおり指導室長が説明する。

○高木委員長 これについて、学校側の反応はいかがですか。

○指導室長 実施にあたりまして、今年度の年度当初4～6月の時点で学校関係者の代表、それから保護者の代表の方としてPTAと会長さんの代表者等々に意見を頂戴する機会を持ちました。それを受けて土曜授業を来年度実施をする方向で考えたいという打ち出しを校長会、それから教職員団体に提示したという経緯があります。そうしましたところ、校長会、教職員団体の方から様々な質問や要望をいただきました。取り分け大きかったのは、学校現場サイドから実施にあたっては、例えば区費で賄っている人的な部分の確保はできるのか、あるいは教員のサービスの扱いについてはどうなるのか、土曜日に給食を出したいけれど予算があるのか、といった様々な要望をいただきました。7月、8月の夏の段階で要望をいただいている部分について、可能な限り予算を組んでいくということで、予算総体としては全体で6千万円以上の予算金額を土曜授業実施のために積み上げた経緯があります。先ごろ、議会に予算案ということで提示をさせていただいて、ほぼそういう方向では予算付けが終わったという状況です。

○鈴木委員 以前に署名がすごくたくさん来たという話を聞きましたが。

○指導室長 その後再度提出されています。

○庶務課長 再度追加で60名弱の署名だったと思います。合計で600名位になると思います。

○指導室長 墨田区は管理職を含めて800名余りの教員がおりますので、署名したのが全て正規の教員だとすると600／800と割合的にはそうなります。

○高木委員長 反対の理由は何ですか。

○指導室長 校長会自体は、従前から土曜日に通常授業をやりたいという声をたくさんいただいていたんです。そうすると土曜日に授業をすることで、学校教育に余裕ができるからです。授業時間を確保できるということで。反対の意見として多いのは、1週間スパンで区切ってみると労働が増えてで

忙しくなる、という趣旨です。ただ、元より本区の土曜授業の考え方は、例えば今年度も行っていますが、土曜補習で指導した教員については、長期休業で勤務の振替が出来るということを都教育委員会が認めている部分があります。あるいは、1週間スパンでいえば、土曜日に学芸会があったり運動会を行ったりしている学校は殊更あります。ただそれは今年度で言えば、その分の振替は月曜日つまり翌週に休めるというだけの話で、1週間でいえば月曜から土曜日まで仕事があることを考えると同じ話になるんです。だから、各教職員団体や校長会に私どもが言っているのは、勤務の振替行為そのものの考え方は今までと同じです、従って年間総体の勤務量からいうと増えたり減ったりはしないと。そういう理屈になっているわけです。

○高木委員長 そうするとその辺に誤解があるということですか。

○指導室長 誤解というか、働く教員から言えば1週間のスパンで見れば、当然月曜から金曜までの5日間の勤務プラスもう1日働くことになるだろうと、そういうことです。私どもの論理はその分の土曜日は、切り取って長期休業日にきちんと休めるだろう、という話ですね。

○高木委員長 その理解に齟齬があるというか、先生方に。でも予算までつけたんだから、やるんですよ土曜授業は、結論としては。

○鈴木委員 それに伴って例えば兄弟の保育所に行く回数が増えるとか、たぶん教育委員会だけの問題ではなくなると思うんですが。その辺の配慮は出来ているんですか。

○指導室長 おっしゃるとおり、例えば学童保育の問題がありまして、基本的には学校が営業していた延長で学童がありますよとか。従前の土曜日に授業が行われていたときには、土曜の午後も学童で面倒を見ますというのもありましたけれども、来年度に関しましては、土曜授業が行われた部分について、その日も学童をやりますという仕切りにはなっていないです。再来年、年間20回程度、月2回程度の中でそういう部分について、今、鈴木委員が言われたように必要性のある部分は調整を図る必要があると思います。

○高木委員長 でもこれはやっぱり動き出す方向で進められているので、なるべく摩擦が少なくするのが望ましいと思います。だから少し手間がかかるかもしれませんが、先生方にはよく説明してください。

○雁部委員 土曜授業の話が出たので、スクールゾーンのことなんですけど。今度土曜授業をやるということは登校ということになりますよね。今、スクールゾーンが土日を除くという看板になっているんですよ。ですから、スクールゾーンは例えば8時から9時までを通学路として通行止めにするという看板がある所は、ほとんど土日を除くというふうになっています。そうすると法律的には、土曜日に旗当番をやっている学校はスクールゾーン用の車止めを出して子どもを通すということが、逆に違反になってしまうわけですよ。そういう問題が出てきています。交通安全課に聞いたところ、やはり月1回の土曜日、例えば第3土曜日というときは、墨田区いろいろ学校もありますから、墨田区全体を土曜日に外すのは出来ないということと、来年度は月1回、再来年は月2回になります。ゆくゆく毎週ということになるかはわかりませんが、スクールゾーンの交通規制については今の状態だと子どもの安全上の問題が出てくるので、その辺の対応策を考えないといけないと思います。

○庶務課長 スクールゾーンについては、まだ結論は出ていませんが調整を始めたところです。警察の方でも認識はしていますので、少しお時間をいただきたいと思います。

○雁部委員 特にスカイツリーが出来るので、今までは例えば学校公開とか運動会とか、たまの行事だったので何とかなると思っていましたが、交通量は格段に増えますからスカイツリーの周辺の学校に

については、少し配慮が必要かと思います。

○**高木委員長** スクールゾーンまで関係するんですよね。他に何か関係しそうなものってありますか。

○**横井委員** 主として夏休みの間に振替を教員は取ることになりますか。そうすると夏休みの行事、学校行事等の組み方が変わってくるかもしれませんね。これまでは振替なしですから原則勤務で全員が出校ということになっていましたけれど、そういった行事の取り方が難しくなるかもしれません。先生方の中にも夏休みにまとめて休みが取れるのならそれがいい、と思っている人も少なからずいると思うんです。ですから今度プールや夏休みの補習だとか学校が主体となって行う場合に、そういう人たちは休みだから出ないと。だから出る人と出ない人が出てきて、なかなか難しい問題になってくる気がします。

○**高木委員長** だから学校に説明するときに、学校サイドの今、言われたような話がたぶん上がってくるんだろうとは思いますが。それを一度整理されたらいかがですか。これは波及力が大きそうだから。

○**横井委員** たとえば次年度はいいとして、その次から土曜日が月に2回になると、仮に全部が半日だとしても約10日間になります。その他に年休があつて、先生方は真面目だから大体長期休業中に取りたいということで、夏休みに30日取ってしまうとほとんど夏休みは学校が開けないことになるかもしれない。日直さえいなくなるかもしれませんね。

○**高木委員長** この土曜授業の実施については、いろいろ波及も大きそうで、いろいろな事が発生するかもしれません。取り組む方向ですので、適宜部分修正しながらやらざるを得ないですね。

報告事項第5

「平成22年度重『開発的学力向上プロジェクト』について」、資料5のとおりすみだ教育研究所長が説明する。

○**高木委員長** これの要約版みたいのはないんですか。あと学校を通じてこれを保護者へ知らせるとか、そういったものはないんですか。

○**すみだ教育研究所長** この50ページより前が概要で要約になります。残りが資料になります。

○**高木委員長** 要するに「開発的学力向上プロジェクト」をやっていますと。その結果がこういうものです、ということを父兄に知らせる必要があるわけですよ。そうするとこれではどうかと。

○**すみだ教育研究所長** プリントにまとめて、後ほどお配りします。

○**高木委員長** 学校を通じて保護者に知らせるのがいいと思います。例えば関連して東京都教育委員会からの「学力向上を図るための調査結果」なんてありますが、この裏表を使っただけの、もっと2～3ページ位で適当にまとめていただけるといいかと思います。

報告事項第6

「平成22年度東京都教育委員会『児童・生徒の学力向上を図るための調査』結果について」、すみだ教育研究所長が説明する。

○**高木委員長** この東京都の学力向上調査も文部科学省の全国学力テストと同じ種類ですよ。要するに基礎学力の問題Aと、それから応用力を確かめる問題Bがありますけど。

○**すみだ教育研究所長** 今回は読み解く力と申しまして、違う内容の調査になっています。長文なりグラフなり、資料を読みこなしてから設問に答えていくという形式でございます。いわゆる応用問題を解く内容になっています。そういった力が墨田区は少し弱いということです。

○横井委員 私もざっと見ただけなんですけど、国語が特に悪かったような感じですね。

○すみだ教育研究所長 おっしゃる通りです。教科別で見えていくと、国語が悪いです。

○横井委員 圧倒的に悪かったですね。

○すみだ教育研究所長 各設問3問程度しかないの、これが本当に国語の力かという微妙ではありますが、他区も状況は同じですから。

○横井委員 比較してみると非常に悪いです。

○高木委員長 でもこの数字で見ると、国語も低いけど算数と数学が。

○横井委員 こういう言い方は良くないですが、順位を見ると良くないんですよ、国語が。23区の中で一番低いです。他教科については教科にもよりますが、そうでもない。

○高木委員長 それは小学校ですか、中学校ですか。

○横井委員 小学校です。

○高木委員長 この表を見ると、数学・算数も悪そうですね。

○鈴木委員 読み解く力がなければ算数も解けないですね。

○横井委員 国語は全ての基礎ですから、何か策を考えないといけない。

○すみだ教育研究所長 ちなみにこの形態の調査は今年度で終了いたしまして、次年度はまた新しい学力調査を実施する予定です。次回は7月に予定され、各教科の基礎的事項を読み解く力を調査します。各教科1単位時間ずつの実施で、ボリュームがさらに増えます。新たな取り組みとして自校採点方式で、即時採点返還することになっています。まだ詳細が出ておりませんが、今の時点でのご報告ということです。

○横井委員 誤解されると困りますが、順位が一番低いからということではなく、低いことに何か原因があるのではということを追及しなくてはいけないということです。教え方が悪いからとか、そういうことではありません。何が問題か、例えば読書する環境の問題だとか、いろいろ考えられると思います。

○高木委員長 とかくランキング付け、ポジションというか順位を上げる問題ではなくて、読み解く力をつけなければいけないということですね。そういった問題意識を持っていただければと思います。

○高木委員長 以上で本来の教育委員会の案件は終了ですが、先般の地震についてご報告をいただけたらと思います。

○庶務課長 3月11日午後2時50分前後だったと思いますが、地震がありました。すぐに3時に区長を本部長とする墨田区災害対策本部が設置されました。その後電車が全て止まってしまい、東京都からの要請もあり、帰宅困難者対策をやってほしいということでしたので、小学校と、吾婦第二中学校と両国中学校が対象となりますが、全小学校とその中学校2校、それから総合体育館、両国高校とかその他民間施設等々を帰宅困難者に開放して、一時避難場所ということにしました。午前2時から3時ごろに最大で区内の全施設において4,300名程の避難を受け入れました。一番多かったのは総合体育館で、最大2,800人だったと聞いております。12日の朝には電車も動き出したので、帰宅困難者につきましては帰宅されたわけですが、第三寺島小学校、業平小学校、緑小学校につきましては、近所の方の避難もありまして、翌日の13日まで避難所として開設しました。その他学校につきましては、地震直後に施設の点検をしまして、教育委員会でも12日の土曜日に1日かけて点検をしました。その中で水道管が破裂して水道が止まったということはありませんでしたが、致命的

な破損等はありませんでしたので、月曜日から授業を開始いたしました。それから教育関連施設では、図書館について館長から。

○あずま図書館長 図書館については、11日に地震が発生いたしまして、寺島図書館において、2階、3階において大きく書架が倒れ図書資料が多く散乱するというかなりひどい状況になりました。その他の館は一部の資料の落下のみです。それから開館状況ですが、寺島図書館以外は、12日土曜日に安全が確認できた段階でお昼過ぎを目処に順次開館いたしました。ただ、交通機関が十分ではないので区の職員を始め委託職員の確保がギリギリの状態になりましたが、お客さんの対応は出来るということですので各館とも通常の時間で開いているところです。

○高木委員長 他の部署はいかがですか。

○スポーツ振興課長 スポーツ施設なんですが、人的被害はございませんでした。ただ施設については、総合体育館で若干建物に被害がありまして、まずアリーナ部分の稼働間仕切りが曲がってしまいました。それとあと照明のところでワイヤーが固定しているんですけど、それが外れてしまいまして安全性から貸出を停止しております。プールについても稼働床に不具合がありまして点検中です。それから夜間の貸出については自粛しようということで、ナイター照明、各施設について貸出を自粛しているところです。以上です。

○生涯学習課長 すみだ郷土文化資料館とすみだ生涯学習センター、セミナーハウス、押上のわんぱく天国については大きな影響はありませんでしたが、立花大正民家園については、庭の灯籠が全て倒れ、屋根瓦が数枚落下し、室内も何箇所か壁が崩れ、棚にもひびが入っているので今は修復しないと入れない状況です。学習ガーデンにつきましては、節電のため、プラネタリウムは終日、情報コーナー等は夜間は休止しています。ただ貸し出し施設は事前に予約されているので、利用は自粛していますが節電対策をしながら貸出をしています。NPOが主催しているさくらカレッジ講座については、3月23日～27日のさくらカレッジ発表会については地震の影響を受けて中止にするということです。

○学務課長 給食についてご報告いたします。土日の学校視察の中で寺島中学校のみ調理室につながる水道管の損傷が見られまして、その工事を始めています。その関係で14日の月曜日は寺島中学校のみ簡易給食ということになりました。それから牛乳の生産ラインがストップしたということで瓶詰めが出来ないということで、テトラパックの供給を14日は行いましたが、15日～18日まではそのパックも被災地へ送るのが優先で納入されないの、父兄の皆さんに水筒の持参を学校を通じてお願いしたところです。また、牛乳以外で例えばヤクルトとか別の乳製品等代替できる場合は、そちらを代用してほしいと学校にはお願いしたところです。そういった対応をしている学校もいくつかございます。あと、東京都でまとめているところですが、読売新聞で585校で給食が中止と大見出しが出ていますが、分母が23区、都下を含めて1,936校ありますので、一昨日の段階で23区では4.7%が中止している、昨日現在で10%が中止しているということです。23区につきましてはそういう数字です。都下を含めると14日月曜日の段階で約14%が給食をやめている。昨日の段階では3割やめているということで、徐々に厳しくなっているところです。が、23区は頑張っているような状況です。墨田区につきましては1校だけ第三寺島小学校が簡易給食ではありませんが、おにぎり弁当で15日16日対応しているという報告をうけています。

○指導室長 学校関係の施設の部分については庶務課長の報告のとおりです。地震発生の当日中に教職員の安全、それから児童・生徒の安全が出来ました。基本的には地震が発生した日にちについては、地震発生の混乱等が見込まれる部分がありますので、安易に下校はさせないようにと周知をしました。

多くの学校では特に小学校は保護者が迎えに来たところから帰すと。中学校あるいは小学校の高学年については、固めて集団下校をさせて教員がつきそうという対処をしました。折りしも校外学習中の学校が何校もありまして、まず立花中学校がスキー教室で佐久の方へ行っていました。それから吾嬭第一・第二中学校がディズニーランドに3年生が卒業遠足へ行っていました。近場ではありますがディズニーランドへ行っていた2校につきましては、吾嬭第二中学校は当日の夜10時40分に学校へたどり着いた。第一中学校については戻ってくる手配が交通の混乱で見込めないということで、夜を明かすという判断になり、施設の一部を開放していただきそこに朝までいるということになりましたが、保護者の有志が車を10台程用意して迎えに行き、夜中の1時40分に分乗して戻ってきたという経緯があります。それから大変な想いをしたのは向島中学校で、千葉県のマザー牧場へバス2台で行って、戻ってくる途中に1号車と2号車が離れ離れになり、1台のバスは地震発生日の夜のうちに着いたのですが、もう1台は全く車が動かない状況になってしまいました。途中、インターチェンジ、サービスエリアで休憩を取りつつ、翌日土曜日の日によりやく動き出したので、津田沼まで来てそこから電車輸送に切り替えて、土曜日の10時30分に学校に着くという状況がございました。

○鈴木委員 房総半島は危ないですね、生徒と連絡も取れないですし。

○指導室長 ですから向島中学校の1台は比較的うまく流れたんですが、もう1台のバスが逸れてしまったんです、バスで一晩明かしてしまいました。

○横井委員 学校の先生方の出勤は大丈夫なんですか。

○指導室長 実際に昨日、一昨日あたりはかなり混乱をしていて、一部分の教員が遅れる或いは出勤できないという実情がございます。ただ別途教育委員会からも通知が出ていますけれども、そもそも小中学校においては3分の2の教職員がいれば通常運営が出来る。仮に半分まで出勤できなくなっても、何とか持ちこたえられる組織にはなっているんです。ですから学校教育に支障の出るような学校は今のところは出ていないということです。

○雁部委員 ちょっと細かいことなんですけど、小学校の場合集団下校の判断は各学校長がされるんですよね。

○指導室長 教育委員会の通知の中では、安全が確認出来るまでは安易に下校させるなということになっています。

○雁部委員 地震とか災害があった場合は、一度校庭に集合するという事になってますよね。

○指導室長 そのとおりです。

○雁部委員 問題はその後の対応なんですけど、その当時は晴れていて少し寒かったようなんですが、子どもを親が迎えに来るまでずっと待たせてた。校長の裁量によって教室に戻した学校もあれば、そのまま校庭に待たせた学校もあるということで、かなり保護者から苦情が来たと聞いています。迎えに来られる保護者はいいんですけど、例えば夫婦で遠い場所に勤務している方というのは、当日はみなさんほとんど歩いて帰って来られたと思うんですよ。それっていつ帰ってこられるのかわからない状況ですよね。そういう場合に子どもはどうしたらいいんだろうというのは、学校も校長自体もどうしたらいいのかという状態になってしまっているんで、その辺まで踏み込んだ規定を作ったらいんじゃないかと思いますね。例えば1回体育館に集合させると、そうすると体育館にも照明があつて地震があれば落ちる可能性もあるわけですから、その辺を心配して体育館に入れない校長先生もいるでしょうし。でも耐震工事をやったということは、安全性が確認されているということだと思うんで、寒い校庭で待たせるよりは、教室に入れるあるいは体育館に入れるという処置が適正だと思うん

ですが。その辺も学校長の裁量になってくるわけですかね。

○指導室長 おっしゃるとおりです。そういうところまでいちいちマニュアル化してやらなければならないのだとすれば、校長という職務はいらないと私は思います。雁部委員が言われたように、そもそも第一撃の揺れが収まった時点で、もっとも安全なのは民間の施設や個人のお宅に比べて耐震をクリアしている学校の施設が一番安全な状況が見込まれるわけですから。当然、最初の一撃をクリアした以降は建物の中に入れる判断が一番重要だと思うし、あるいは安易に帰すよりは学校に留めておく方が安全と考える判断も妥当だとも思います。

○高木委員長 咄嗟の判断って大事なんですよ。

○高木委員長 それでは、以上で予定の議決事項、報告事項はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。